

海田町議会議員一般選挙

町選挙管理委員会（総務課内）
☎823-9202 ㊟823-9203

海田町議会議員一般選挙の日程などについて、次のように決まりました。

- 立候補予定者説明会
日時◆2月25日(月) 13時30分～
場所◆役場 3階会議室
- 立候補届出書類等事前審査
月日◆3月7日(木)・8日(金)・11日(月)・12日(火)
場所◆町選挙管理委員会事務局（総務課内）
- 選挙人名簿登録基準日・登録日
月日◆3月18日(月)
- 告示日・立候補届出日
月日◆3月19日(火)
立候補届出受付時間◆8時30分～17時
受付場所◆町選挙管理委員会事務局（総務課内）
※8時30分～10時は役場 3階会議室

- 期日前投票
期間◆3月20日(水)～23日(土)
8時30分～20時
場所◆役場 1階ロビー
- 投票日・選挙会（開票）3月24日(日)
投票時間◆7時～20時
開票開始時間◆21時
開票場所◆海田公民館

○投票所に行くことが困難な人は、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院などや他の市町村で投票できる不在者投票制度を利用できます。また身体に重度の障がいがある人は、自宅で投票できる郵便投票制度を利用できる場合がありますので、町選挙管理委員会へお早めに相談ください。



税の申告が始まります

確定申告

平成24年分所得税の確定申告期間
2月18日(月)～3月15日(金)
個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の相談・申告書の受付
4月1日(月)まで

問い合わせ

所得税・贈与税・消費税について

海田税務署 ☎823-2131

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額と税額を計算し、源泉徴収や予定納税で収めた税額を精算する手続きです。

提出できます。

また、「国税電子申告・納税システム(e-tax)」は、1月15日から3月15日まで24時間利用できます(電子証明書などの取得が必要です)。

・国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

・e-taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

●申告・相談会場

○海田税務署

受け付け◆2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)

※還付申告については、2月15日以前でも申告書を税務署に提出できます。

●確定申告が必要な人

- ・事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- ・給与所得者(サラリーマンなど)で
 - ①給与の年収が2千万円を超える人
 - ②給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
 - ③給与を2力以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・年の途中で退職し、再就職しなかったため、年末調整しなかった人
- ・医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人 など

●公的年金等にかかる確定申告について

・公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受ける人は、申告をしなければなりません。また、確定申告が不要の人でも、役場での住民税(町県民税)の申告が必要な場合があります。

●申告書の作成・提出は郵送、またはe-tax(イータックス)で!

申告期間中の申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。作成したデータを印刷して添付書類とともに郵送などで

○役場1階ロビー

受け付け◆2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)

8時30分～16時30分

先着順に整理券をお取りください。

※申告相談期間前半(2月中)は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお来庁ください。

※役場では次の内容の相談は受けられません。税務署での申告相談を利用してください。

- ・申告の種類が【青色・分離・損失・修正】のもの、事業所得、譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目、前年分以前の確定申告

●申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類(給与・年金の源泉徴収票(原本)、不動産所得のある人は収支内訳書など)
- ②控除を受けるための書類(社会保険・生命保険・地震保険などの控除証明書など)
- ③医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(必ず病院ごと、個人ごとにとまとめて、集計しておいてください)、保険などで補てんされる金額の明細書
- ④印鑑
- ⑤本人名義の通帳(還付がある場合)
- ※①～③は平成24年中(平成24年1月～12月)のものに限る。

税について考えよう

租税教育推進協議会

租税教育の一環で、安芸郡内の小学6年生を対象に「小学生の税についての標語コンクール」が実施されました。入選作品は役場1階にて2月28日(木)まで展示します。

海田東小学校 (2名)	最優秀賞	竹友 智香子さん
	優秀賞	森田美希さん
海田南小学校 (3名)	最優秀賞	大和田 千夏さん
	優秀賞	助田龍信さん
	優秀賞	原田健吾さん



◀海田東小学校
竹友 智香子さん (左)
森田美希さん



▶海田南小学校
大和田 千夏さん (中央)
助田龍信さん (左)
原田健吾さん

e-Taxならこんなにいいこと

- ・国税庁ホームページから電子申告
- ・添付書類の提出を省略
- ・還付がスピーディー
- ・最高3,000円の税額控除



詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます



平成 26 年 1 月から個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要になります。

詳しくは **国税庁** で **検索**

町・県民税の申告

問い合わせ

税務課 ☎823-9204

この申告は、町・県民税や、国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。未申告の人には、保育所・公営住宅への入居、授業料の軽減などの手続きに必要な所得の証明がでなくなり、ますので、忘れずに申告してください。

●申告が必要な人

- ・平成25年1月1日現在、海田町内に住所がある人で、平成24年中(平成24年1月～12月)に収入があった人
- ・無収入で、扶養になっていない人

●申告の必要がない人

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与や公的年金などの所得者で、勤務先や公的年金などの支払者から町に支払報告書が提出されており、それ以外の所得がない人
- ※②に該当する場合でも、所得控除(医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など)を追加で受ける場合は申告が必要です。

●申告・相談会場

○役場ロビー(確定申告と同会場)

受け付け◆2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)
8時30分～16時30分